

## 介護保険制度の改正について

## ＜令和 6 年度改正の主な内容＞

## 1 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 居宅介護支援、訪問介護における特定事業所加算の見直し、訪問看護における専門管理加算の新設、施設における協力医療機関との連携体制の構築、看取りにおける加算の新設、感染症対応における加算の新設、認知症対応における加算の新設 など **R6.4 施行**

## 2 自立支援・重度化防止に向けた取組

- リハビリテーションマネジメント加算区分の新設、口腔連携強化加算の新設、退所時栄養情報連携加算の新設 など **R6.4 施行**

## 3 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

- 処遇改善加算率の引上げ及び一本化 **R6.6 施行**
- 生産性向上に係る委員会設置の義務化（経過措置 3 年間）、生産性向上推進体制加算の新設 など **R6.4 施行**

## 4 制度の安定性・持続可能性の確保

- 人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に行いつつ、対応を行うことで、改定率は全体で+1.59%（※）  
※介護職員の処遇改善分として、上記+1.59%のうち 0.98%を措置  
その上で、賃上げ税政を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として、0.61%を措置

**R6.4 施行（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーションは R6.6 施行）**

- 訪問介護における同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬見直し、短期入所生活介護における長期利用適正化に係る報酬見直し など **R6.4 施行**

## 5 その他

- 重要事項等情報のウェブサイトへの掲載・公表義務付け **R7.4 施行**
- 通所系サービスにおける送迎について、他の介護事業所や障害福祉サービス事業所の利用者との同乗可能 **R6.4 施行**
- 基準費用額（居住費）の引き上げ（60 円／日） **R6.8 施行**